行政財産使用許可書

4振農第7-1号
令和4年4月1日

合同会社PolarisAct代表 [redacted] 様

池田町長　甕　聖　章

令和4年4月1日付けで申請のありました行政財産の使用を下記のとおり許可します。

記

行政財産(普通財産)の名称	土地：ラベンダーガーデン及びほ場 建物：ガラス温室・倉庫	所在地	土地：池田町大字会染2920番地1外12筆 建物：池田町大字会染2921番地1外1筆
使用を許可する部分の面積	土地：9,750.28㎡（13筆合計） 建物：1,717.14㎡（2棟合計）※一部使用		
使用の目的	店舗運営、池田町花とハーブの里事業に係る事業及び原材料供給		
使用料の額	930,000円		
納入期限	納入通知書記載のとおり		
使用期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日		
許可の条件	1　常に善良な管理者の注意をもって使用すること。 2　第三者に使用させてはならないこと。 3　使用目的以外の目的に使用しないこと。 4　敷地内で発生したトラブルについては当事者間で解決し、町は責任を負わないものとする。 5　当該土地を公用又は公共用に供する必要が生じたとき、または周辺住民から騒音、その他苦情が発生した場合には期間満了前であっても使用許可を解除することができるものとする。 6　使用期間の満了又は使用許可の取消しによって使用を満了した場合には、速やかに原状に回復して返還すること。 7　車両の出入りに伴い、歩道、側溝等の施設の破損や、タイヤに付いた泥等により出入口周辺の道路を汚した場合には、修繕や清掃等により速やかに対処すること。		

6390
6319-1
2912-1
4178
4177
4283
4653
4652
6391-2
6320-4
6320-1
2913-1
4176
4284
4651
6396-2
6396-1
2914-1
4175
4425
4650
4649
4728
4174
4729
4648
6400
6325-1
2916-3
2916-2
4172
4426
4427
4647
2955-1
6401
2917-3
2917-1
2970
4433
4644
4643
2951-1
2969
2918-1
2968
2936
2935
2950
2967-2
2967-1
2937
2952
2949-1
2959
6329-1
2919-2
2934-1
2938
6402
2921-2
2921-1
6330-5
2933-1
2939-1
2929-1
6405
2934-2
2933-2
2940-1
6406
2924-1
2932
6334-1
2925-1
2931
2941-1
6413-2
10098-1
6412-1
6335-1
2930
2929
2943-1
6413-1
6336-1
6337-1
2928-1
6663
6668-1
6414
6338-1
6662
6701-1
6669-1
6702-1
6415
6661

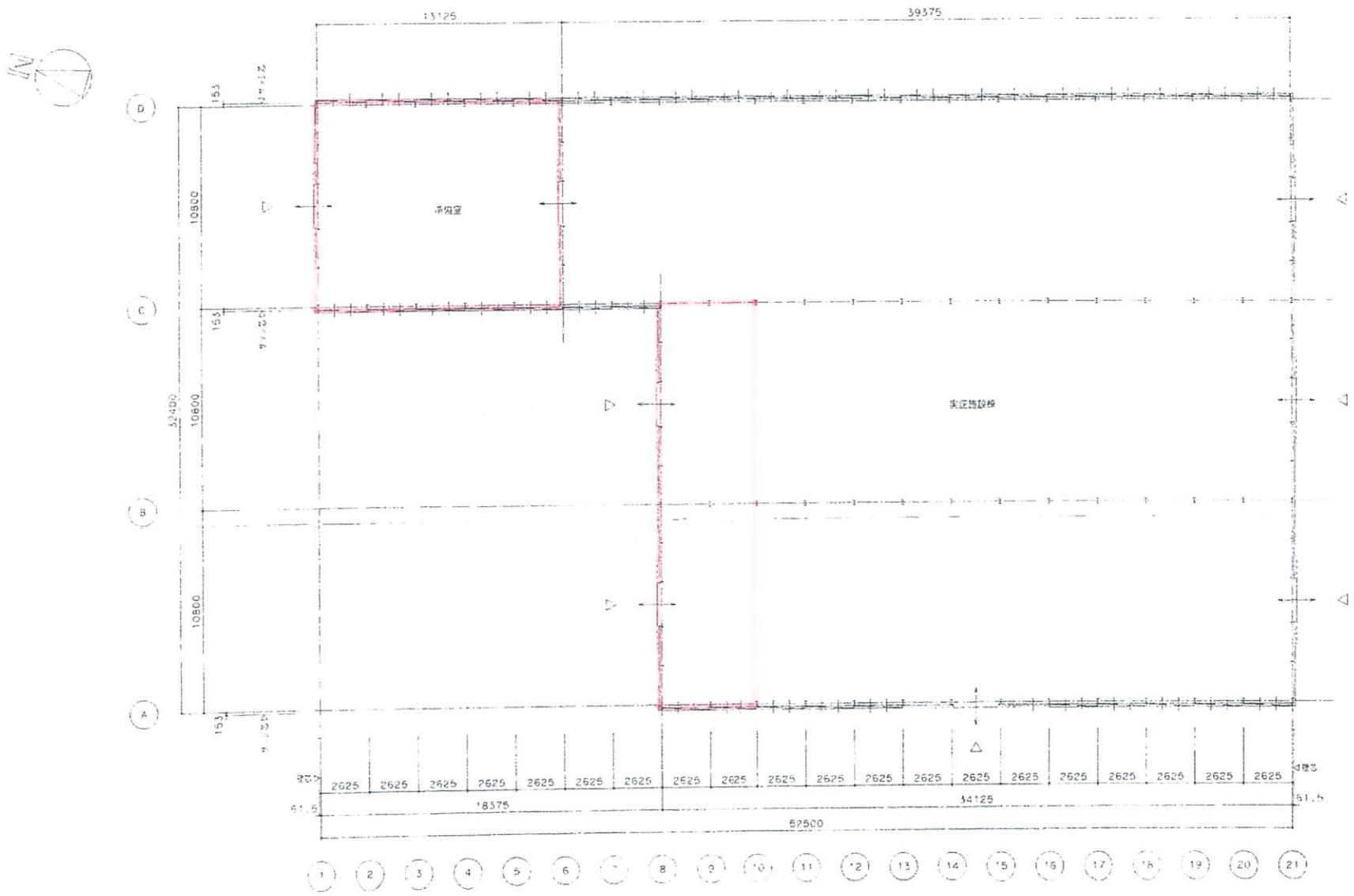

平面図　S=1/150　床面積 1524.19m²

SHEET NO.	株式会社 県建築設計事務所	建築士事務所登録 鹿児島県知事登録 (松本)D第8124号 1級建築士登録 第12493号 杉浦洋史	DRAWING	CHECK	DATE	SCALE 1/150	MAP NAME 実証施設棟 中 倉 区	CONSTRUCTION NAME 平成5年度先進的畜産生産総合対策推進事業工事 (高品質生産流通合理化実証対策事業)	MAP NO. 0-2

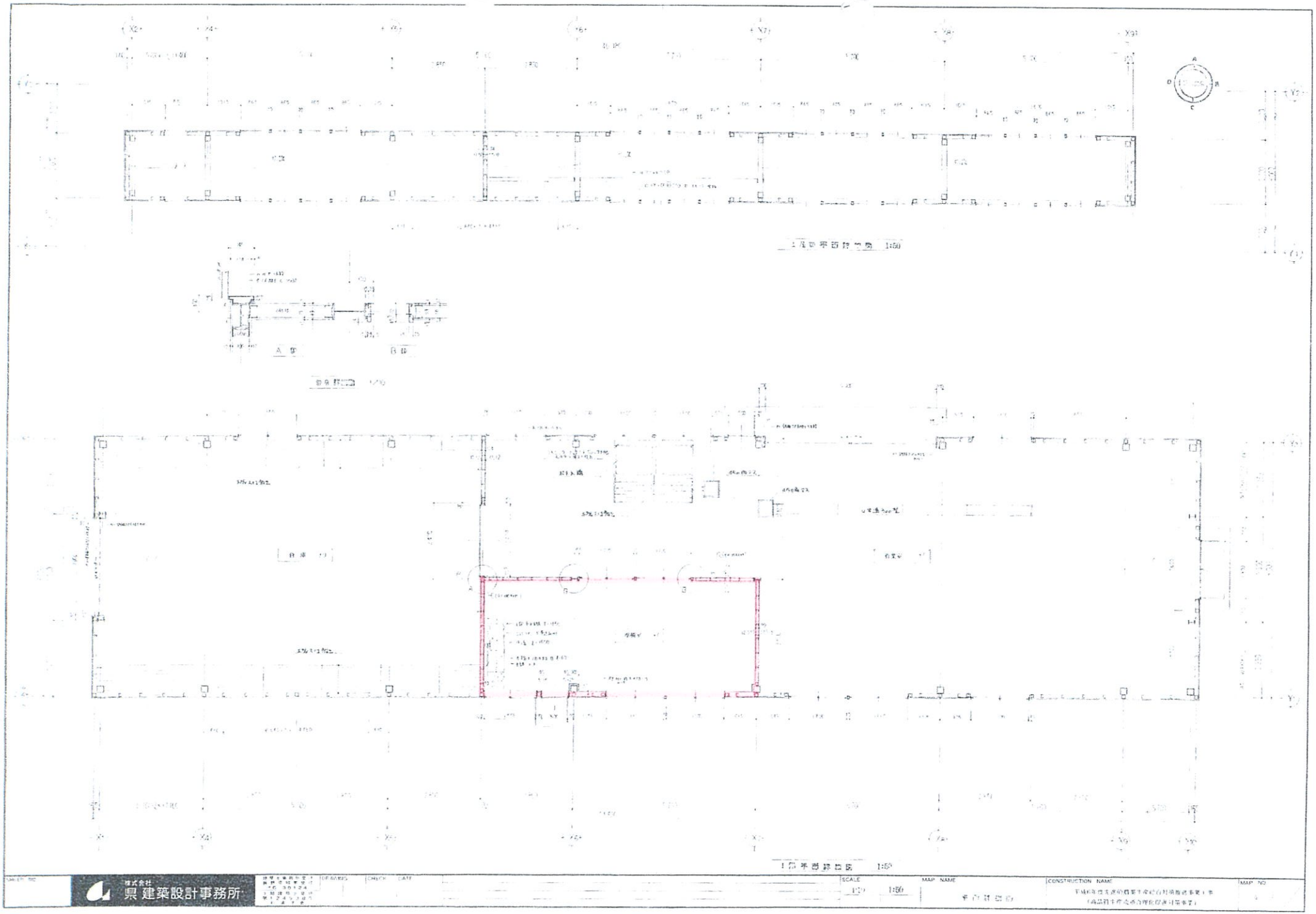
1階平面詳細図 1:50
SCALE 1:50
MAP NAME
CONSTRUCTION NAME
MAP NO
株式会社
県建築設計事務所

行政財産使用許可書

4振農第7-3号
令和4年4月1日

桑ひろつ代表 [redacted] 様

池田町長　　甕　　聖　章

令和4年4月1日付けで申請のありました行政財産の使用を下記のとおり許可します。

記

行政財産(普通財産)の名称	ハーブガーデン付近 一部ほ場	所在地	池田町大字会染4433番地　外　2筆
使用を許可する部分の面積	1,402㎡		
使用の目的	桑の栽培		
使用料の額	無償		
納入期限			
使用期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日		
許可の条件	1　常に善良な管理者の注意をもって使用すること。 2　第三者に使用させてはならないこと。 3　使用目的以外の目的に使用しないこと。 4　敷地内で発生したトラブルについては当事者間で解決し、町は責任を負わないものとする。 5　当該土地を公用又は公共用に供する必要が生じたとき、または周辺住民から騒音、その他苦情が発生した場合には期間満了前であっても使用許可を解除することができるものとする。 6　使用期間の満了又は使用許可の取消しによって使用を満了した場合には、速やかに原状に回復して返還すること。 7　車両の出入りに伴い、歩道、側溝等の施設の破損や、タイヤに付いた泥等により出入口周辺の道路を汚した場合には、修繕や清掃等により速やかに対処すること。		

6390
6319-1
2912-1
4178
4283
4653
4652
6391-2
6391-3
6320-1
2913-1
4177
4284
4651
6396-2
6396-1
4176
4650
4728
4175
4425
4649
4729
4174
4648
6400
2916-1
2916-3
4172
4426
4427
4647
2955-1
6401
2917-1
2917-3
2970
4433
4644
4643
2951-1
2969
2918-1
2918-2
2968
2936
2950
2967-2
2967-1
2937
2949-1
6402
2934-1
2938
2921-2
2921-1
6330-5
2933-1
2939-1
2947-1
6405
2922-1
2922-2
2934-2
2923-1
6406
2933-2
2940-1
2940-2
2924-1
2932
2941-1
6334-1
2925-1
2931
6412-1
6335-1
2929
2930
2943-1
6413-1
6336-1
6337-1
2928-1
6683
6668-1
6338-1
6758
6662
6414
6701-1
6669-1
6702-1
6661
6415

行政財産使用許可書

4振農第7-2号
令和4年4月1日

グラウカ代表 [redacted] 様

池田町長　　甕　　聖　章

令和4年4月1日付けで申請のありました行政財産の使用を下記のとおり許可します。

記

行政財産(普通財産)の名称	ほ場及びビニールハウス	所在地	池田町大字会染6405番地　外1筆
使用を許可する部分の面積	1,459㎡		
使用の目的	ハーブ等の育苗のため		
使用料の額	66,000円		
納入期限	納入通知書記載のとおり		
使用期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日		
許可の条件	1　常に善良な管理者の注意をもって使用すること。 2　第三者に使用させてはならないこと。 3　使用目的以外の目的に使用しないこと。 4　敷地内で発生したトラブルについては当事者間で解決し、町は責任を負わないものとする。 5　当該土地を公用又は公共用に供する必要が生じたとき、または周辺住民から騒音、その他苦情が発生した場合には期間満了前であっても使用許可を解除することができるものとする。 6　使用期間の満了又は使用許可の取消しによって使用を満了した場合には、速やかに原状に回復して返還すること。 7　車両の出入りに伴い、歩道、側溝等の施設の破損や、タイヤに付いた泥等により出入口周辺の道路を汚した場合には、修繕や清掃等により速やかに対処すること。		

6390
6319-1
2912-1
4178
4283
4653
4652
6391-2
6320-4
6320-1
2913-1
4177
4284
4651
6396-2
2914-2
4176
4650
4728
6396-1
2914-1
4175
4425
4649
4729
6323-1
2915-3
4174
4426
4648
6400
2916-1
2916-3
4172
4647
2955
6325-1
4427
2970
4433
4644
6401
2917-1
2917-3
4643
2951-1
2954-1
2918-1
2968
2936
2950
6402
2919-1
2967-1
2935
2937
2949-1
2959
2920-1
2934-1
2938
2921-2
2921-1
6330-5
2922-1
2933-1
2939-1
2947-1
6405
6332-1
2933-2
6406
2923-1
2933-2
2940-1
6334-1
2924-1
2932
2941-1
2945
10098-1
6412-1
2925-1
2931
6335-1
2929
2930
2943-1
10127
6413-1
6336-1
2928-1
6237-1
6663
6668-1
10126
6338-1
6414
6415
6701-1
6669-1
6662
10125
6702-1
6661